

令和2年度

第1回東京都食品安全審議会

日時：令和2年9月9日（水）午後2時00分～午後3時48分
場所：東京都庁第一庁舎42階 特別会議室A

午後 2 時 0 0 分開会

【稲見食品監視課長】 お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和 2 年度第 1 回東京都食品安全審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

私は、福祉保健局健康安全部食品監視課の稲見と申します。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、高橋福祉保健局健康安全部長よりご挨拶申し上げます。

【高橋健康安全部長】 健康安全部長の高橋でございます。食品安全審議会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、また新型コロナウイルスが収まらぬ中、この審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

食品安全推進計画の改定につきましては、令和元年度第 2 回審議会において、部会を設置し検討することをご了承いただきました。それから、書面による会議開催を含め、本年 5 月に第 1 回、7 月に第 2 回、8 月に第 3 回部会を開催し、検討を進めてまいりました。

部会委員の皆様におかれましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響もある中でご検討、ご尽力いただきました。また、貴重なご意見をたくさん頂戴し、誠にありがとうございました。

奥澤部会長におかれましては、中間まとめの部会案策定にご尽力いただきましたことに、深く感謝申し上げます。

今回が、推進計画の中間まとめという一つの区切りとなる機会でございますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りまして、新たな推進計画に向けてのご審議をお願いしたいと思います。

また、本日は、現行の食品安全推進計画の重点施策の進捗状況につきましても、ご報告申し上げます。

今後とも、都の食品安全行政に対しまして、皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

【稲見食品監視課長】 本審議会の資料及び議事録は、原則公開することとなっておりますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

また、発言の際は、挙手の上、目の前のランプの下の右側のボタンを押していただき、赤いランプが点灯してからご発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただき、赤いランプを消してください。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させるため、2 時間程度で終了させていただきたいと考えておりますので、円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、本日の座席につきましても、感染リスク低減のため、委員の方々の間隔を取るために、交互に配置しておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、まず、ここで委員の交代、退任がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

東京都農業協同組合中央会の谷島様をご退任されまして、その後任といたしまして、同会の島田幸雄常務理事に委員をお願いしております。

【島田委員】 よろしくどうぞお願い申し上げます。

【稲見食品監視課長】 また、特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟の大北様のご都合によりご退任されました。

続きまして、委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。

本会は、東京都食品安全審議会規則第5条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができないことになっております。ただいまご出席の委員は21名でございます。委員総数22名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は石井委員からご欠席との連絡を受けております。

前回、2月の審議会以降、事務局職員にも人事異動により変更がございましたので、お配りしております名簿に沿いまして、ご紹介をさせていただきます。

食品医薬品安全担当部長の中村でございます。

【中村食品医薬品安全担当部長】 中村でございます。よろしくお願いいいたします。

【稲見食品監視課長】 その他の職員につきましては、名簿をもちまして、ご紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、以後の進行は、五十君会長にお願いしたいと思っております。

なお、カメラによる撮影はここまでで終了とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、五十君会長、よろしくお願いいいたします。

【五十君会長】 五十君でございます。委員の皆様のご協力の下、審議会の円滑な進行に努めてまいりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、まず議事に入る前に、事務局から本日の資料につきまして、確認をお願いいたします。

【事務局】 食品監視課の倉持と申します。よろしくお願いいいたします。

本日の資料につきましては、ペーパーレスの取組推進のため、タブレットを使用し、説明をさせていただきます。

タブレットの操作方法について、ご説明いたします。お手元にごございますタブレットをお手に取っていただき、白い丸ボタンを押してください。本日、使用する資料のデータが入っております。

00番から、18番までの資料、参考資料が入っていることをご確認願います。

一覧の必要な資料名を指でタッチしていただければ、資料をご覧いただけます。また、画面を横にスライドいたしますと、ページを変えることができます。

画面下部に、画面をスクロールするようなバーが表示され、資料の一部が隠れてしまっている場合は、スクロールバー以外の部分をタッチしていただければ、そのバーを消すことができます。

次に、一覧の状態に戻していただく際は、タブレット左上のファイル一覧をお押し

ください。そういたしますと、画面を元の一覧の状態に戻していただけます。

以上が、タブレットの使用方法となりますが、よろしいでしょうか。エラー等が発生している場合は、挙手をいただければ、事務局の者が参ります。

また、不明な点がございましたら、挙手をいただければ、事務局の者が参りますので、お願いいたします。

加えまして、紙資料といたしまして、本日の次第、委員名簿、座席表、食品安全条例及び食品安全審議会規則の抜粋、資料3答申（案）中間まとめの（案）、それと参考資料2、3、8、10から14までをクリップ留めしたものをお配りさせていただいております。

最後に、机上資料といたしまして、各委員席に東京都食品安全推進計画、現行の平成27年度から平成32年度と書かれているものを配付してございます。

以上が、本日の資料でございます。

【五十君会長】 ありがとうございます。資料の確認及びタブレットの操作方法で、ご不明な点はございませんでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、早速、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本年の2月17日に令和元年度第2回食品安全審議会で、食品安全推進計画の改定について諮問を受けまして、その後、奥澤副会長を部会長とする部会において、ご検討をいただけてきたところです。

奥澤部会長、どうもありがとうございます。

本日は、その検討結果を部会長から、答申（案）の中間まとめ部会報告として、ご報告をいただきまして、審議をいたします。

お願いします。

【奥澤副会長】 部会の進行役を仰せつかりました奥澤でございます。

私からは、部会における検討状況について、その概要を報告させていただき、その後、詳細につきましては、事務局から報告をさせていただきます。

令和2年2月17日の令和元年度第2回食品安全審議会において、知事から食品安全推進計画の改定について諮問を受け、資料1裏面の委員構成によりまして、部会を設置し、計3回にわたり検討を行いました。

なお、第1回、第2回部会は、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、書面方式による開催となりました。

第1回部会では、事務局において作成した現行計画に基づく、各種施策の事業実績や次期計画に向けた考え方及び基本施策の案を示した資料を5月29日に部会各委員に送付し、それらに対する意見を事務局において集約いたしました。

第2回部会では、第1回部会において、部会各委員から提出された意見に対する事務局としての考え方を記載した資料及び第1回部会における各委員の意見を反映させて、基本施策及び重点施策に修正を加えた資料を7月9日に部会各委員に送付し、第1回部会と同様にそれらに対する意見を事務局において集約いたしました。

第3回部会は8月11日に、本来の開催形態である集会形式で開催し、第2回部会において各委員から提出された意見に対する考え方について、事務局から説明を受けた後、答申案の中間のまとめ案について検討を行いました。

その結果、若干の文言修正を加えた上で、部会における検討結果として報告させていただくこととなりました。

以上、3回にわたる部会での検討経過について、簡単に報告させていただきました。

引き続き、答申案の中間のまとめの詳細について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】 それでは、引き続き、事務局より中間まとめ（案）について説明いたします。

まず、資料1をご覧ください。こちらに諮問事項に関する審議経過などをまとめてございます。

部会長からご報告いただきましたとおり、本年2月17日に、令和元年度第2回食品安全審議会において、知事より東京都食品安全推進計画の改定について諮問を受けました。諮問書は、参考資料1として添付をさせていただいております。

同時に、諮問事項につきまして、検討部会を設置して検討することをご了承いただいております。

先ほど、部会長からもご報告いただきましたが、5月29日に令和2年度第1回検討部会、7月9日に第2回検討部会を書面開催しております。

これらの結果を踏まえまして、8月11日に第3回検討部会を開催し、これまでの検討経過を答申案の中間まとめとしてまとめております。

それでは、一覧に戻っていただきまして、資料2をご覧ください。こちらが検討部会報告の詳細の概要となります。

構成でございますけれども、中間のまとめは、第1章から第3章までの3章構成としております。

第1章は、資料上部に記載しておりますが、改定に当たっての考え方となります。

第1節において、食品安全条例と推進計画との関係として、推進計画は食品安全条例第7条に基づき策定されているということ、計画の基本的視点として、食品安全条例の目的と基本理念、事業者責任を基礎とする安全確保、最新の科学的知見に基づく安全確保、都・事業者・都民の相互理解と協力に基づく安全確保という三つの基本理念を踏まえまして、諸課題の解決を図るべきであるということに記載しております。

次に、計画の構成でございますが、生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系、これを基本施策といたしまして、その中から重点的に取り組むべき施策を重点施策として選定することなどを示しております。

計画の期間でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

右側に移りまして、第2節でございますが、課題と対応の方向性といたしまして、計画の基本的視点に対応した3点を施策の柱として位置づけ、課題を整理しております。

まず、施策の柱1といたしまして、食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進でございます。

課題といたしましては、3点挙げております。

1点目が、食品の生産から消費に至る各段階で確実な安全対策が取られることが重要であること。

2点目が、食品衛生法改正により、原則として全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の取組が求められることとなったこと。

3点目が、食品の提供主体や形態が多様化していることとなっております。こちら、具体的には、営業許可の対象とならないボランティアなどが中心となる新たな食の提供形態や、新型コロナウイルス感染症の流行の影響などにより、テイクアウトや宅配等を開始する事業者が増加しており、こうした状況に対応した衛生管理水準の確保も課題となっております。

対応といたしましては、東京都GAP認証を普及すること、HACCP管理の導入・定着を図ること、ボランティアなどの食提供主体への技術的支援及びテイクアウトなどを始める事業者への必要な対策の周知徹底を図ることを挙げております。

次に、施策の柱2といたしまして、情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進でございます。

課題といたしまして、4点挙げております。

1点目が、食品流通のグローバル化の進展に伴う輸入食品の安全確保。

2点目が、広域的・大規模な食中毒事案の発生、現行計画にもきざみのみを原因とするノロウイルス食中毒事案など、広域的・大規模な食中毒が発生しております。

3点目が、いわゆる健康食品の健康被害情報の収集。

4点目が、原料原産地表示など、新たな食品表示制度への対応でございます。

対応といたしましては、海外を含めた食品安全情報の収集・分析・評価が必要であるということ、広域的な食中毒事案発生時の関係機関の連絡・連携体制の強化を図ること、「健康食品」の健康被害情報の収集、食品衛生法改正により創設された指定成分含有食品の健康被害報告制度への対応、新たな食品表示制度に基づく適正表示の推進の4点を挙げております。

続いて、施策の柱3といたしまして、関係者の相互理解と食の情報バリアフリーに向けた取組の推進でございます。

課題といたしまして、3点挙げております。

1点目が、都民自らが判断して食品を選択できる環境づくりが必要であるということ。

2点目が、都内で働く外国人従事者が増加しており、これらの外国人従事者とコミュニケーションを図る必要があるということ。

3点目が、食物アレルギー。食物アレルギーは、アナフィラキシーショックといった症状を引き起こすこともあり、健康へのリスクが高いということから、総合的に対策を進めるべきであることを挙げております。

対応といたしまして、都民・事業者・行政の意見交換の場、リスクコミュニケーションの充実、外国人従事者への情報発信、総合的な食物アレルギー対策の三つを挙げてございます。

次に、資料下部の左側をご覧ください。

第2章は、食の安全確保のための施策でございます。

まず、第1節ですけれども、施策の体系といたしまして、推進計画を総合的に実施するために、施策を体系化することとしております。このために、先ほど、説明致し

ました三つの「施策の柱」に基礎研究や人材育成など、施策の土台となる取組を「施策の基盤」として、位置づけることとしております。

第2節が、基本施策でございます。都における生産から消費に至る食品安全確保施策、この47施策を「施策の柱」から「施策の基盤」ごとを一覧としてとりまとめております。

続いて、第3節、重点施策でございます。基本施策の中から、現下の重要課題に対応するための11の施策を重点施策として選定しております。重点施策の選定の考え方につきましては、第1章第2節でお示しいたしました、この資料でいいますと、上段でご説明いたしました食品安全を取り巻く現下の重要課題に照らし、今後5年間を見据え、重要課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的な取組が必要な施策を選定しております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。こちらに、体系図をお示ししております。施策の柱と施策の基盤に1番から47番までの基本施策を列挙して体系化しております。重点施策につきましては、それぞれ二重丸でマークをつけております。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらに、11の施策を重点施策とし、具体的に取組む事項と併せて記載をしております。

次期計画で新たに推進する施策につきましては、施策名の右側に新規と示しております。また、食品衛生法等の法改正に対応するための施策につきましては、法改正とお示ししております。

これらの詳細につきましては、後ほど、ご説明いたします。

資料前後して申し訳ございませんが、1ページにお戻りください。

資料下部右側の第3章、推進計画の実施に向けた考え方をご覧ください。

まず、施策の推進体制といたしまして、関係各局が適切に連携し、全庁的に施策を推進していくということ。それから、各種審議会などの意見、提言を活用しまして、施策を推進していくということを記載しております。

続いて、推進計画の実施と見直しといたしまして、重点施策を中心に進捗状況を把握し、適切な点検と進行管理を実施していくということでございます。

具体的には、進捗状況を毎年食品安全審議会へ報告するということと、中間時期には広く都民に公表するということでございます。

また、計画改定時点では、十分に認識されていなかったような新たなリスクの顕在化や法改正の対応などにおいて、重大な課題が明らかとなった場合など、新たに推進すべき事項が発生した場合は、必要に応じて計画の見直しを検討するということを記載しております。

以上が、概要となります。

続きまして、本文について、ご説明をいたします。

ファイル一覧から資料3をご覧ください。縦資料になっておりますので、タブレットを縦にさせていただいたほうが見やすいかと思っております。

こちらが、食品安全推進計画の改定について、答申（案）の中間まとめでございます。

まず、本文をめくっていただきますと、目次がございます。お手元に紙資料もお配

りしておりますので、あわせて、ご覧いただければと思います。

中間まとめの構成や概要につきましては、ただいまご説明いたしましたので、ここでは、詳細をご説明できておりませんでした第2章第2節の基本施策と第3節の重点施策を中心にご説明をさせていただきます。

飛んで申し訳ございませんが、資料の12枚目をご覧ください。中間まとめでは、10ページと記載しております。このページ以降に基本施策の一覧を記載しております。

施策の柱、それから施策の基盤ごとに番号順に取りまとめております。重点施策につきましては、先ほどの体系図と同じように二重丸でお示ししておりますけれども、後ほど、重点施策の項目でご説明をさせていただきますので、ここでは、現行計画と比較をして、変更のあった主な箇所を説明させていただきます。

まず、中間まとめ10ページの施策の柱1では、2番の東京都GAP認証制度の推進を新たに設けております。

施策の概要でございますが、農産物の生産、出荷における食品安全、環境保全、労働安全等の観点から、都が定めた管理基準に基づく適正な取組を認証する東京都GAP認証制度の普及を推進するということでございます。

こちらの施策は、重点施策となっておりますので、詳細は後ほどご説明いたします。

3番のHACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進でございますが、こちらは、法改正の対応する施策としまして、重点施策としております。

施策の概要でございますが、食品衛生法の改正により、制度化された「HACCPに沿った衛生管理」を食品等事業者が円滑かつ速やかに導入し、定着させられるよう、新たに許可又は届出対象となる事業者を含め、相談の受付など丁寧な周知及び技術的支援を行うとともに、人材育成を行うということでございます。

次に、その下の4番の多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進でございますが、こちらにも新しく設けた施策でありまして、重点施策となります。

施策の概要でございますが、福祉などを目的とした食事提供など、食品衛生法の営業許可の対象外となる事業主体などに対し、衛生管理に関するガイドラインを作成し、安全に食品を提供できるよう取組を支援する、テイクアウトや宅配などを開始する事業者に対する衛生管理の方法などに関する情報提供や指導を行うということでございます。

続きまして、次のページ、11ページをご覧ください。施策の7番の卸売市場での安全・品質管理者の活用でございますが、現行計画では、マニュアルを活用した自主的な品質・衛生管理を推進としておりましたが、食品衛生法の改正を踏まえ、HACCPに沿った衛生管理を推進することということを記載しております。

続きまして、10番の事業者に対する講習会等の開催でございますが、部会委員からのご意見も踏まえまして、HACCPに沿った衛生管理の取組など、適切な衛生管理を促進する旨、それと食品衛生法改正により食品用器具・容器包装に使用する原材料についてポジティブリスト制度に改められたことから、こうした制度改正についても周知を図る旨を記載しております。

続きまして、1ページ飛びまして、13ページをご覧ください。16番の食品安全

情報評価委員会による分析・評価が重点施策となっております。

続きまして、19番の畜産物等の安全対策でございますが、こちらは、豚熱、以前は豚コレラと言われておりました家畜伝染病対策になりますけれども、2段落目に飼育豚への豚熱ワクチン接種及び野生イノシシへの豚熱ワクチン散布を実施するという追記しております。

続いて、次のページ、14ページをご覧ください。

20番のと畜場における食肉の安全確保でございますが、こちらにも2段落目に、豚熱の拡大防止のため、車両消毒等を徹底するという、3段落目のと畜解体作業に関する事項につきまして、改正と畜場法に対応するよう、HACCPに基づく衛生的なと畜解体作業ということを追記しております。

23番の輸入食品対策が重点施策となっております。

続きまして、次の15ページをご覧ください。24番の「健康食品」対策でございますが、本施策は法改正への対応も含めまして、引き続き、重点施策となっております。

概要の4段落目に、指定成分等含有食品による健康被害情報報告制度を適切に運用する旨を新たに記載しております。

その下の25番、食品等のリコール情報の報告制度の運用でございます。

こちらは、これまで東京都の条例に基づく自主回収報告制度という報告制度から法定制度に移行することから、法改正対応施策といたしまして、都民及び事業者にも周知するとともに、国と連携を図りながら適切に運用することとしております。

その下の26番の新たな表示制度による適正表示の推進でございますが、こちらも重点施策として推進してまいります。

加工食品の原料原産地表示制度などの新しい表示基準について、周知を図っていくこと、あわせて、国を含む関係機関、関係各局が連携し、食品表示に関する各法令・条例に基づく適正な食品表示を指導するということとしております。

続きまして、次の16ページをご覧ください。

29番の食品安全に関する健康危機管理体制の強化でございますが、こちらの施策は、広域連携協議会などによる連携体制の強化を追加いたしまして、法改正対応を含む施策といたしまして、重点施策としております。

続きまして、次の17ページをご覧ください。

31番の食品の安全に関する普及啓発・情報提供でございますが、現行計画の施策の一つである食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信のうち、食品中の放射性物質モニタリング検査結果を本施策に含めて、引き続き発信することとしております。

続きまして、その下の32番の外国人への情報発信等の充実でございます。

こちらは、東京を訪れる外国人、都内で働く外国人従事者に対し発信する、新たに設けた施策として、重点施策となります。

施策の概要でございますが、ホームページなどを活用し、訪都外国人及び外国人の食品関係従事者に対し、我が国の制度の理解を促し、調査や指導が円滑に実施できるよう、食品安全に関する情報発信等の充実を進めるということでございます。

その下の33番の食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進でございます。こちら重点施策となります。部会委員のご意見を踏まえまして、食中毒に関する記載を追加させていただいております。

その下の34番の総合的な食物アレルギー対策の推進でございますが、こちら重点施策となっております。

1段落目に、意図しない混入、コンタミネーションの防止などと具体的な対象を追記させていただいております。

続いて、次の18ページをご覧ください。35番の食の安全に関する食育の推進についてですが、こちら部会委員のご意見を踏まえまして、食中毒に関する記載を追加しております。

続きまして、1ページ飛ばしまして、20ページをご覧ください。43番の食品安全に係わる人材の計画的な育成でございます。

こちら部会委員からのご意見を踏まえまして、食品衛生監視員などの人材について、HACCPに沿った衛生管理の制度化に対応できるよう資質の向上を図るということに記載させていただいております。

また、その下の44番の食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進でございますが、こちらに広域連携協議会という文言を追加させていただいております。

これら以外の施策につきましては、基本的には、現行計画の推進計画と同じ内容となっておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、重点施策について、ご説明いたします。

21ページをご覧ください。重点施策の内容でございますが、先ほども二重丸でお示した11の施策、これを重点施策として選定しております。

その内容でございますが、先ほどの概要の3枚目で新規、または法改正と記載した次期計画で新たに設定及び法改正に対応するための六つの施策について、説明させていただきます。

まず、重点施策の1番、東京都GAP認証の推進でございます。こちらは、新規施策となっております。

食品流通の出発点であります生産段階において、生産工程管理を促進する取組が重要であるということ。また、昨年度実施いたしました都政モニターアンケートの結果から、食品の安全を確保するために最も重要と考える段階は、生産段階であると答えた人の割合が多いということ。さらに、食品の安全性をより高めるために有効と考えられる対策は、生産者や製造者などの事業者が衛生管理を確実に実施することと答えた人の割合が高いことから、多くの都民の方が生産段階における衛生管理に関心を持っていると考えられます。

このため、農産物の生産、出荷における食品安全、環境保全、労働安全等の観点から、都が定めた管理基準に基づく適正な取組を、都が認証する東京都GAP認証制度を推進し、このような取組により生産された農産物を認証するとともに、認証制度のPRと認証を受けた農産物の流通を拡大することにより、消費者が安心して安全な農産物を購入できるようになると考えております。

具体的な事項といたしましては、研修会による生産者の認証取得の促進、次のペー

ジに移りまして、食品安全や環境保全など、認証制度の特徴を消費者へPRするということ、GAP農産物の流通拡大の3点を挙げております。

続きまして、重点施策2、HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進でございます。こちらは、法改正に対応する施策となっております。食品衛生法の改正により、原則として全ての食品と事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組が求められております。特に改正後の食品衛生法に基づき、新たに許可、または届出対象となる事業者に対しては、保健所などからの情報提供や相談の受付など、丁寧な周知及び導入・定着支援が必要であるとしております。今後、都は法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理を速やかに導入・定着するよう技術的支援を行うとともに、衛生管理の好循環を生み出していく必要がございます。あわせて、HACCPの導入・定着を円滑に進めるため、人材の育成を行っていく必要があるとしております。

具体的な事項といたしましては2点挙げておりまして、1点目がHACCPに沿った衛生管理の周知と技術的支援。2点目が、食品安全を担う人材の育成でございます。

続いて、重点施策3、多様化する提供主体による衛生管理向上への取組の推進でございます。こちらは新規施策となっております。

近年、子ども食堂など、ボランティアなどが福祉を目的として食品を提供するなど、食品の提供主体や形態が多様化しております。これらの中には食品衛生法の営業許可等の規制対象外となる提供形態もあり、衛生管理水準の確保が課題となっております。

また、都が策定いたしました「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」においては、「食事の新しい日常」の一つとして、テイクアウトなどの利用が示されておりますが、これまで客席で食品を提供していた飲食店がテイクアウトや宅配等の新たな形態の提供を開始し、食中毒を起こす事例も発生をしております。そのため、多様化する食の提供主体や、新たな提供形態をとる事業者に対し、食品を提供する際の適切な衛生管理を行うための指導や支援を行う必要があるとしております。

次のページに移りまして、そのため、多様化する食の提供主体や、新たな提供形態をとる事業者の方々に対しまして、食品を提供する際の適切な衛生管理を行うための指導や支援を行う必要があるとしております。

具体的な事項といたしましては2点挙げておりまして、1点目がボランティア等への衛生管理に係る技術的支援。2点目がテイクアウトなどの新たな提供形態を開始する事業者への衛生管理の方法などに関する情報提供や指導でございます。

続きまして、次のページ、24ページをご覧ください。重点施策6の「健康食品」対策でございます。こちらは、現行の施策に法改正に対応する施策を加えてございます。「健康食品」につきましては、東京都が行いました調査において、3分の2の人が最近1年間で健康食品を利用したことがあると回答をしており、都民の生活にも広く浸透していると考えております。

食品衛生法等の改正により、健康被害の発生を未然に防止する見地から、指定成分等含有食品について、新たに表示制度が義務化されるとともに、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める「指定成分等含有食品の健康被害事例報告制度」が創設されたことから、これらの制度を適切に運用することが求められております。

また、「健康食品」には、一部に医薬品成分を混入させたものや、健康保持増進効果

に関する不適正表示が見受けられているため、そのような製品が流通することがないように、今後も監視指導の一層の徹底が求められています。

このような状況を踏まえまして、関連事業者を対象としました関係法令に関する法令の周知を図るために、定期的な講習会の開催、健康食品を安全に利用するための注意事項などについての都民への普及啓発を充実すべきであるとしております。

具体的な事項としまして6点、挙げております。流通市販品に対する監視指導、次のページに移りまして、指定成分等含有食品の表示制度や健康被害事例報告制度の適切な運用、「健康食品」による健康被害事例専門委員会の運営、事業者講習会の実施、健康食品の正しい使い方など、ホームページや啓発資材等を通じた都民への普及啓発、機能性表示制度への適切な対応でございます。

続きまして、重点施策8になります。健康危機管理体制の強化でございます。こちらも法改正に対応する施策を加えております。食品による広域的、大規模、または重大な健康被害の発生や、その発生が疑われる場合など、健康被害の発生した場合などは、都の関係各局が連携して、国などの関係機関の協力の下、被害拡大防止、再発防止を図る必要がございます。

このために、法改正において、国と関係自治体の連携や協力の場として設置されました「広域連携協議会」を活用いたしまして、連携体制の強化を図るということが重要であります。

また、平常時から関係者間の訓練を実施することや、緊急時対応マニュアルなどの実効性を確保するために、関係各局及び関係機関が参加する訓練を通じて、常にマニュアルの検証を行うなど、迅速かつ適切な対応方法を確立しておくということが重要でございます。

具体的な事項として、2点挙げております。広域連携協議会などを活用した関係機関との連携体制の構築、緊急時対応マニュアルなどに基づく訓練の実施としております。

続きまして、重点施策9、新たな施策といたしまして、外国人への情報発信等の充実でございます。厚生労働省が毎年公表しております「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」によりますと、近年、都内の宿泊・飲食サービス業で従事する外国人労働者は、増加傾向を示しておりますが、保健所職員が監視指導や食中毒調査などで施設に立ち入りする際に、従事者が外国人の場合は言葉の壁などから、細かい作業内容などについての聞き取り調査を行うことが困難な場合がございます。

また、食品衛生法改正など、多くの制度変更が行われており、外国人従事者に我が国の制度の理解を促し、衛生管理に関する情報を的確に提供する必要があるとしております。

一方、東京を訪れる外国人は、新型コロナウイルス感染症の影響による減少は見られるものの、今後は再び増加することが見込まれることから、訪都外国人が安心して東京の食を楽しめるよう、都の食品安全に係る取組を丁寧に発信するとともに、飲食店などの事業者の食物アレルギー対応などの取組を積極的に支援することが必要であるとしております。

具体的な事項といたしまして、3点挙げております。外国人の食品関係従事者への

情報発信、ホームページなどを通じた食品安全情報の発信、飲食店などにおける利用者の食物アレルギーなどの情報提供の支援でございます。

次に、27ページをご覧ください。重点施策10、食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進でございますが、こちらは、新規や法改正対応ということではございませんが、部会において委員のご意見を反映いたしました箇所について、ご説明をいたします。

部会委員から食中毒について、しっかり啓発すべきであるというご意見、新しい生活様式に対応したリスクコミュニケーションの在り方も検討していただきたいというご意見がございました。これらのご意見を踏まえまして、2段落目に食中毒などの身近なリスクや予防について、正しく理解できるよう、分かりやすい情報提供の充実を図っていく必要がある旨、3段落目に、リスクコミュニケーションの手法については、新型コロナウイルス感染症の流行状況などを踏まえながら「新しい日常」に対応した手法を検討する必要がある旨を記載しております。

答申案の中間まとめの説明につきましては、以上でございます。

【五十君会長】 ご説明ありがとうございました。

ただいま奥澤部会長、並びに事務局から答申案の中間まとめ、部会報告について、ご説明がありました。このコロナの中、3回にわたって部会を開いていただきまして、滞りなくまとめていただきましたことを、審議会を代表しまして私からお礼を申し上げたいと思います。これから、このご報告内容につきまして、ご審査をいただきたいと思います。大変広範な範囲にわたっておりますが、ひとまず重点施策を中心にご質問、ご意見等をいただきたいと思います。およそ30分を考えておりますので、積極的なご質問、ご意見等を出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、木村委員から参りましょうか。

【木村委員】 部会委員の皆様、お疲れさまでございます。今回、重点施策10の中で、部会委員の意見によって新たに2点、追加されたということをご報告いただき、大変感動しているところでした。

今回のリスクコミュニケーションの手法について、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえながら「新しい日常」に対応した手法を検討する必要があるという、ここに大変共感しているところでございます。私には小学校2年生、6年生の子供がおりまして、例えば、給食一つにとりましても、前を向いて一人ずつ食べましょう、しゃべってはいけません。希望者はマイ箸、マイスプーンを持ってきてもいいですとか、かなり制限された学校生活を送っているところでございます。そういった中、新しい日常、マスクをして学校に行って給食を食べてという毎日に不安を覚えているところです。ですから、食中毒以外にも新しい日常という項目を付け加えていただいたところに、今後、この重点施策10が生きてくるのではないかなと実感しております。部会委員の皆様には感謝申し上げます。

以上でございます。

【五十君会長】 ありがとうございます。事務局から何かコメント等はございませんでしょうか。

【稲見食品監視課長】 ご意見どうもありがとうございます。実は、ここに「新し

い日常」に対応した手法を検討する必要があるという形で記載をさせていただいたんですけれども、何か決まった、こういったものがないだろうというものがあるわけではなくて、やっぱり我々も手探りの状態で今から進めていきたいというふうに考えています。

リスクコミュニケーションについては、今まで集合型でやってまいりましたので、人を集めることができなくなると何らかの別な方法を考えていかなければいけないだろうというふうに考えておまして、そういった中で、こういったものがないのかというのを今後考えていきたいなということで、この辺に盛り込ませていただきました。

【五十君会長】 木村委員いかがですか。よろしいですか。

【木村委員】 そうしたら一つ付け加えさせていただきたいのですが。配膳方法についてです。給食を配る配膳方法等が学校によってまちまちで、子供たちも学校の先生もちょっと困っている状況です。ですので、例えば、少し専門的な人が配膳を手伝うとか工夫が必要かと。今後、食べるときに前を向いてしゃべらないというだけではない工夫ですね。今、配膳するのは先生と子供たちでやっているような状況ですので、それはある意味、事業者さんのテイクアウトですとか、宅配に近いものがあるのかなというふうに思いますので、そういった技術といいますか、ノウハウといいますか、そういったところをまた小中学校の給食の指導のほうにも生かしていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

【五十君会長】 大変貴重なご意見ありがとうございました。なかなか、難しく、試行錯誤をしながらの施策かと思っておりますので、どうぞご検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、先ほど、お手を挙げていました柿本委員に参りますか。江木委員、少々お待ちください。

【柿本委員】 柿本でございます。丁寧なご説明ありがとうございました。コロナ禍の中、部会の方には感謝申し上げます。重点施策が網羅されておまして、よろしかったかと思ひます。コメントと質問がございます。

まず、重点施策1のところでございますが、GAP認証の推進のところ、都民の声を反映された政策となっており、GAP認証の農産物の流通が拡大され推進されることを希望いたします。

重点施策の2のHACCPの件でございます。2019年の4月から配布されている食品衛生管理ファイルに関してのこれは、取りまとめをお願いできればと思ひます。それから、2020年の6月以降の動きについてお教え下さい。

続きまして、コメントでございます。重点施策3の食の提供主体が、ボランティアの方の場合例えば、子ども食堂、など、ぜひ指導や情報提供など、丁寧丁寧にやっていただきたいと思ひます。

それから、重点施策の6のところ、健康食品についてですが、先般も、コロナの栄養、健康食品をかたって消費者庁より措置命令など出ていますが、市民はコロナに効くと言われると非常に心が動いてしまいますので、管理監督をぜひよろしくお願ひします。

以上でございます。

【五十君会長】 三つほどあったかと思いますが、事務局から、何かコメント等ございますか。【稲見食品監視課長】 ご質問いただきました重点施策2番の衛生管理ファイルの件なんですけれども、衛生管理ファイル自体は小規模な飲食店で、HACCPに沿った衛生管理の導入が難しいような、そういった方々を対象に、ご自身の店舗の扱いをチェックしていくと衛生管理計画が出来上がって、かつカレンダー形式になっていて、やったことに丸をつけていただくと記録もできてしまうというふうなものでございます。これにつきましては、現在普及啓発を実施しているところでございまして、来年の制度化に向けまして、今年、それから来年もできるだけいろんな方々に配布していきたいというふうに考えております。

【柿本委員】 ありがとうございます。

【五十君会長】 そのほかはコメントということよろしいですか。

【柿本委員】 はい。

【五十君会長】 それでは、続きまして、江木委員に参りたいと思います。

【江木委員】 質問させていただきます。一般消費者といたしまして質問させていただきます。

重点施策の3番、多様化する食の提供主体による衛生管理の向上とありますけど、今一番気になっているのが子ども食堂なんです。子ども食堂の中には、検便もしないでいいところがあるんです。検便もしないで大丈夫なのか心配です。それから衛生管理も、皆さんで注意なさっているんですけど、手の皮膚の荒れた方でもお断りしたほうがいいんじゃないかなと思う方も手伝ってくださることがあるんですが、そういう点で、ある程度、規制みたいなものがあつたほうがいいんじゃないかなと思っております。それが一つの質問です。

それから、健康食品について、もう一つ。健康食品には、以前から許容量というのがあまり決まっておられませんよね。だから、ダブルで摂取するとき、許容量を超えるのではと思うような不安がございます。それをどういうふうに対処したらいいのかなのか。また、それから今、野生動物の摂取が多くなりました。イノシシとかウサギとかシカとか、それらの検査はどのようになっているのか。もうちょっと具体的にお話しただけならありがたいなと思っております。

【五十君会長】 ボランティアで行われているような施設であるといった問題点と、それから健康食品、ジビエ等に関する、これはリスクミに近い内容となってしまうかと思いますが、事務局から何かコメントございますか。

【稲見食品監視課長】 まず、子ども食堂などの営業施設に該当しないような食品提供施設、まさに、この重点施策3というのは、そういった方を対象に、ある程度、衛生に関するガイドライン的なものを作って、そういったものを普及啓発して守っていただくという趣旨で作らせていただいた施策でございます。今後、その営業施設に該当しないような、今までは保健所の指導がなかなか行き届かなかったような方々に対しても、こういう形で調理をすれば事故を防ぐことができますよというふうなガイドラインを作って普及啓発していきたいというふうに考えております。

それから、健康食品の許容量のお話でございますけれども、そこは、なかなか難し

い問題でございまして、やっぱり物によって、いろんな状況でございまして、これとこれを食べ合わせるとどうなるのかというのは、分からないかなと。そのために、今東京都では健康食品で何か健康影響が起こったような場合には、お医者さんから届け出ていただいて、それについて、審議会で審査するような、そういった施策をやっておりますので、引き続きそういう取組は続けていきたいというふうに考えております。

それから、最後に野生動物の件でございませけれども、おっしゃるとおり、昨今ジビエという形で、野生のシカであるとかイノシシであるとか、そういったものが調理されるというような状況でございまして、国のほうもガイドラインを作っております。それに基づいて、私どもも野生鳥獣と申しますと飼育管理されたものではないので、例えば、寄生虫であるとか、あと病原体であるとか、そういったものを持っている可能性も十分ございますから、しっかり加熱して食べてくださいという普及啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

【江木委員】 食堂で提供される肉は安心なんですか。お店で提供されるジビエ食品。

【稲見食品監視課長】 基本的には、食肉処理業という事業者の方が処理したものしか流通していないということになりますので、そこでしっかり管理されたものが流通しているというふうに考えております。

【江木委員】 ありがとうございます。

【五十君会長】 恐らく、一般消費者の方が、管理がほとんどない状態で提供されているんじゃないかというご心配をされたかと思いますが、その辺りは、国からも、地方自治体からも、かなり強力に指導しているところではないかと思えます。

【江木委員】 ありがとうございます。

【五十君会長】 よろしいですか。

では、次に参ります。ほかにご質問。大森委員、どうぞ。

【大森委員】 このコロナ禍の中でいろんなところに目配りされた中間まとめ、本当にありがとうございます。その上で、2点ご質問があります。

資料2の2ページ目の総合的な体系をまとめた表の中で、一番上にある事業者の自主的衛生管理の推進に関して、現行のものではグローバルスタンダードを踏まえたというのが入っていたのですけれども、新しいものでは、そこが落ちています、これはあえて落とされた、何か意味があるのかなというのをちょっと疑問に思ったので、ご質問させていただきます。

あともう一つ、今回のまとめの中で情報バリアフリーとか、コロナ禍における子ども食堂とか、いろんな新しい社会的な課題を盛り込まれたのは、本当にいいと思うのですけれども、今、別の社会的な課題として、食品廃棄ロスがよく話題にはなっています。、今回の計画に当たっては生産から消費までというふうにあるのですが、あえて廃棄を入れなくてもいいのかなとかですかね、せつかく新しいものを改定されるときに、そういう新しい概念も、どこかに少し盛り込んでおいたらいいのではないかというふうに思いまして、意見になるのかもしれませんが、どういうふうにお考えなのかをお伺いできればと思います。

【五十君会長】 ありがとうございます。二つほどご質問、ご意見があったと思いますが、事務局いかがでしょうか。

【稲見食品監視課長】 まず、グローバルスタンダードのほうですけれども、前回の計画ではHACCPに沿った衛生管理自体が義務化という状況にはなかったもので、国際標準を先取りするという意味を込めて、グローバルスタンダードというものを入れさせていただいたんですけれども、今後、制度化ということになりますので、そのうたい文句は外させていただこうかなということで、今回、こういう記載の形にさせていただきます。

それから、廃棄ロスについてなんですけれども、もったいないは食品衛生の敵だというようなことを言われるとおり、なかなか食品の安全と、それから廃棄ロスの関係ってちょっと難しい関係にございまして、この計画の中には入れることが難しかったという状況です。

【五十君会長】 よろしいですか。

【大森委員】 衛生にも配慮しながら、もったいないにも配慮するということが出来るのではと思いますけれども、両論書くことで中途半端になるということであれば、あえて入れる必要もないのでしょうか。そこは皆さんのご意見もお伺いしたいというふうには思います。

以上です。

あと、グローバルスタンダードに関しては、HACCPに関してはそうですけれども、いろんな世界的な基準が変わってきていることもあるので、そこにも、ある程度目配りをするという意味で入れておいてもいいのかなというふうに、私は個人的にも思います。HACCPだけではないのではないかなというふうに、ちょっと感想を持ちましたので、意見として申し上げておきます。

【五十君会長】 いずれも重要なキーワードですね、食品衛生にとって国際整合性は重要で、食品衛生法改正もその点を重視しているという流れもございます。表現として、もし事務局、ないしは部会でも一度ご検討いただいてもよろしいかと思ひます。表現の問題が大きいと思ひます。

それから、もう一つはSDGs、サステナビリティですね。食品ロスの問題は、これは、食品衛生よりももっと上流の非常に大きな問題として、国も対応しているところです。その内容をどの位置に入れるかは、なかなか難しいことになるかと思ひますが、やはり、用語として、もし可能でしたらご検討いただくということを意見として残しておきたいと思ひます。

事務局いかがでしょうか。その辺りの用語、なかなか重点施策には入れにくいと思ひうんですけれども、ご検討いただくことは可能でしょうか。

【稲見食品監視課長】 ちょっと入れ方については、また検討させていただきますけれども、もし、どこかふさわしいような部分があれば記載をしていきたいというふうに考えます。

【五十君会長】 恐らく、重点施策には、入れにくいと思ひますので、全体の総論のカ所に、社会的なこういった要求に対しても考慮する、そのような表現で取り上げていただければよろしいのではないかと思ひます。少しご検討いただければと思ひま

す。

それでは、次に参ります。大道委員ですね。

【大道委員】　　すごくよくまとまっていると思います。私も、ちょっと何らかの形で入ったらいいなと思ったのが、やはり重点施策の3番のところなんですけれども、食品ロスについては、もうちょっとおっしゃっていたので、食品ロスにつながるものでフードバンクというのがあると思うんですね。余ったものを集めて配ったりとかしているという、そのフードバンクというのも何か、この中に、例えば、子ども食堂とか、そういういろんなところで提供している、そういう食品だけではなくて、フードバンクなんかで配ったりしているところも何らかの監視、管理というのが必要なのかなと思いましたので、そのフードバンク関係というのも取り上げていただければいいのかなと思いました。実際にはフードバンク、その場所で集めて配っているというのものもあるかもしれませんが、ネット上でも、結構、フードバンクみたいなのを集めて、それぞれに配ったりとかというのもやっているようなんですけど、あまり詳しいことは分からないんです。だけど、料理を提供するという、あるいは配るというだけじゃなくて、食材そのものを提供するというフードバンクの類というのが、この中にちょっと入れればいいのかと思いました。

以上です。

【五十君会長】　　4番目ですか。資料3の10ページの4番目の多様化する食の、この辺りにその内容を検討したらいかがですかというご意見かと思いますが、事務局、何かコメントありますか。

【稲見食品監視課長】　　そうですね、食品ロスと似たような感じで、なかなか具体的な施策に結びつけるということが難しいという部分でありますけれども、ちょっとどこかで記載できればというふうに考えますので、そこについては検討させていただきます。

【五十君会長】　　ありがとうございます。大道委員、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。黒川委員、どうぞ。

【黒川委員】　　黒川です。

同じく多様化する提供主体のところ、報告の中でも何回も指摘されてきましたように、デリバリーの業者さんが自転車で一生懸命走っているんですけども、あれの衛生管理というのが見ていても心もとない感じがいつもしているんですが、背負っている箱とか、本当に衛生的なのかとか、そういう観点で、その辺のことを少し、ちょっと具体的に出してもらったりというのはできないんでしょうか。

【五十君会長】　　事務局いかがですか。これも、行政的におこなうことは難しい問題かと思うのですが、コメントがありましたらお願いします。

【稲見食品監視課長】　　宅配なんかの事業者については、私ども食品衛生法上の許可は必要ないということになりますので、直接のアクセスというのが、非常に難しい事業者になります。

ただ、飲食店のほうで何らかの委託をして、そして運んでいただいているということになりますので、飲食店に対するアクションという形で、ここに記載させていただきました。

【黒川委員】 ネットでのマッチングのウーバーイーツみたいなものと、飲食店のほうは、あまり配達してくれる人に対してのコントロールが効かない仕組みになってるんですけども。

【稲見食品監視課長】 あくまでもウーバーイーツの方を頼むのは飲食店という形になりますので、飲食店のほうに、注意喚起等をさせていただきたいというふうに考えています。

【黒川委員】 法的には、そういう形になっているので、そのように、はい。

【五十君会長】 よろしいですか。

ほかにご質問、あるいはコメント等ございましたらお願いします。

富松委員、どうぞ。

【富松委員】 取りまとめ、どうもありがとうございます。また、部会委員として参加させていただきましたので、そこも踏まえて一つお願いというか、要望を申し上げたいと思います。

食品衛生法もそうですし、表示も、それから健康関係も、リスクも変わってきておりますし、食の多様化も進んでおります。そんな中で、監視指導や講習会、それから技術的支援、相談、助言という言葉が何度も出てきてるんですが、それを支える人材も少し足りないんだろうなと思っております。やっぱり大事なと思うのは、特に事業者の皆さんが相談できる窓口と、それから、それに対応できる力量ということになろうかと思えます。

我々食品産業センターは、農林水産省の補助事業で、13ぐらいの自治体の方々、それから事業者の方々と、HACCPの導入について、課題解決実証事業をやっているんですが、コロナの件もあり、自治体の方々の悲鳴をたくさん聞きました。事業者に対する窓口というのを今回書き込んでいただいてありがたいと思いますが、加えて、監視指導員の方々をどう支えていくかという施策をご検討いただきたいなと思えます。少し事例を挙げますと、窓口は設けているんですが、事業者が相談にも来ない。すなわち、広報が足りないという側面がありました。それから、監視指導員の方から、すべての手引書を網羅し理解するというのは、とても不可能であるという意見があること、しかも、すべての事業に対して、適切な手引書がそろっているわけではないこと。そんな中で、監視指導員の方からも、やっぱり誰かに教えてもらいたいという声もよく聞きます。すなわち、事業者への支援だけでなく、監視指導員の方々への支援、ここを考えていただきたいなと思えます。食品衛生法は、多分、落ち着くのに5年ぐらいかかると思えますので、今回の計画の期間ぐらいかけてやっていくべきものだと思います。その中で、特に監視指導員の方への支援体制というのを切にお願いしたいなと思えます。事業者が最後に頼れるのは保健所、監視指導員なので、よろしく願いしたいと思えます。

【五十君会長】 この文章中にそういった表現を入れたほうがよろしいというご発言ですか、そういう意味ではなくて、全体を整理する？

【富松委員】 いえいえ、文章としては短い文章で入っております。入れていただいております。

【五十君会長】 既に入っているのです、そのところを実際の運用で対応をお願いします

ますということかと思えます。

【富松委員】 はい。事業者が頼りにできるのは、やはり、最後は保健所だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【五十君会長】 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

貴重なご意見をいろいろいただきました。ご意見ありがとうございました。

それでは、部会報告に対する意見につきまして、今、幾つかのコメント等をいただきましたので、事務局から少し確認していただけますでしょうか。

【稲見食品監視課長】 多くの意見を頂戴いたしまして、どうもありがとうございます。

一部、もう少し書き込んだほうが良いというご意見をいただいている部分がございますので、この部分を修正させていただきます。会長に確認をいただいた上で、答申中間のまとめという形にさせていただきたいというふうに考えております。

なお、委員の皆様には、修正後、パブリックコメントを行う前に送付をさせていただきたいというふうに考えております。

【五十君会長】 ありがとうございます。

大変貴重なご意見をいただきましたので、今、事務局からお話がありましたように、一度、私と部会長と事務局で、表現の仕方等を確認させていただきます。答申案の中間まとめという形にさせていただきたいと思えます。事務局からお諮りした方向でよろしいでしょうか。ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

【五十君会長】 それでは、私と部会長と事務局で、どのように追加文章を入れるか等々につきまして、検討させていただきます。また、皆さんにご連絡をし、パブコメという流れになるかと思えます。

それでは、今後の予定につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【稲見食品監視課長】 答申案中間のまとめにつきましては、この後、1か月程度、パブリックコメントを募集いたしまして、その後、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえまして、第4回の部会を10月下旬に開催したいというふうに考えております。部会におきまして、最終案をまとめさせていただきます。11月の第2回審議会で最終案を審議していただき、答申をいただければと思っております。

スケジュールは以上でございます。

【五十君会長】 それでは、まず第1の議題につきましては、皆さんにご了承いただきましたので、ただいまの方針で参りたいと思えます。

ただいまの事務局からのご説明に、ご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、次の議題に参りたいと思えます。

続きまして、議題2、東京都食品安全推進計画重点施策の進行状況等につきまして、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、ご説明いたします。

一覧にお戻りいただければと思えます。ファイルを開いている方は、左上、ファイ

ルー一覧をタッチしていただきまして、資料4をタッチしてください。

こちらに、東京都食品安全推進計画重点施策、令和元年度実績及び令和2年度予定をお示ししております。本年2月に開催いたしました令和元年度第2回食品安全審議会では、令和元年12月末までの進捗状況はご報告しておりますけれども、今回は、令和元年度末までの進捗状況と本年度の予定についてご説明をさせていただきます。

それでは、画面をスライドしていただいて、2ページをご覧ください。

重点施策1、東京都エコ農産物認証制度の推進でございます。

まず、ページの構成について、ご説明させていただきます。推進計画の進捗状況を説明させていただくために、施策ごとに、左から施策の内容、令和元年度実績、本年度の実施予定という順番で記載をしております。

重点施策1の東京都エコ農産物認証制度につきましては、施策の内容は、一番左に記載をしております3項目となっております。

真ん中の令和元年度実績をご覧くださいと思います。

環境に配慮した栽培技術の普及につきましては、環境保全型農業に取り組む農業者の技術支援といたしまして、新規認証生産者42件、生産者総数500件となっております。2点目の認証対象農産物の増加に向けた検討につきましては、養液栽培のトマト及びミニトマトを認証区分に追加をして、認証対象農産物は計68品目となっております。3点目の生産者や食品事業者、消費者への制度や認証マークの周知といたしまして、東京都のホームページで生産者情報を更新するなど、記載しております取組を実施し、幅広い層に対し周知を実施しております。

本年度も、引き続き、これらの取組を実施してまいります。

続いて、3ページをご覧ください。

重点施策2、国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進でございます。

本認証制度は、多くの事業者の協力の下、HACCPの考え方に基づく衛生管理の普及に一定の役割を果たしてまいりましたが、HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴いまして、制度を終了することといたしました。そのため、施策の内容は記載しております3項目となりますが、1と2につきましては、HACCPに沿った衛生管理の制度化への対応支援として実施しております。

中央の元年度実績をご覧ください。

令和元年度は、東京都食品衛生自主管理認証制度の認証基準を基に衛生管理作成のためのポイントについて演習を通じて学び、衛生管理のベースの構築を図るためのマニュアル作成セミナーを6回開催するとともに、小規模飲食店事業者を対象に食品衛生法改正に適合できるよう衛生管理計画の作成を支援するための実地講習会というものを実施しております。

本年度もHACCPに沿った衛生管理の制度化への対応支援といたしまして、引き続き、これらの取組を実施してまいりたいと考えております。

続いて4ページをご覧ください。

重点施策3、国際基準であるHACCP導入支援でございます。

こちら、昨年度の当審議会でご説明をさせていただきましたとおり、法改正により、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたということから、令和元年度実績及

び今年度の予定につきましては、施策の項目と内容が異なっております。

真ん中の元年度実績をご覧ください。

総合衛生管理製造過程承認施設等への技術的支援の項目で記載をしておりますが、HACCPに基づく衛生管理対象事業者に対する適正な監視や助言を行うため、食品衛生監視員向けの講習会を実施いたしました。また、HACCP導入型基準の周知及び技術的支援の項目で記載しておりますが、小規模飲食店事業者向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画作成支援資材、先ほども委員からご意見がありました食品衛生管理ファイルを作成をいたしまして、小規模飲食店向け説明会を6回開催するとともに、事業者の方が使用しやすいよう、ホームページにおいてもデータファイルを掲載し、周知をしております。また、厚生労働省が示す各種手引書などを参考に、事業者への助言、指導を実施いたしました。

本年度も食品衛生監視員向け講習会の実施や事業者向け説明会の開催など、HACCPに沿った衛生管理の制度化の対応として、これらの取組を実施してまいります。

続きまして、5ページをご覧ください。

重点施策4、食品安全情報評価委員会による分析・評価でございます。

施策の内容は、記載をしております3項目でございます。元年度実績をご覧ください。

令和元年度は、食品安全情報評価委員会を2回開催いたしまして、いわゆる低温調理による食中毒予防、調理従事者を介したノロウイルス食中毒防止のさらなる推進、ダイエット健康食品の摂取に関する注意喚起について議論を行いました。

本年度も、同様に情報収集を実施いたしまして、食品衛生に関する問題等について引き続き、分析・評価を実施してまいります。

続きまして、6ページをご覧ください。

重点施策5、輸入食品対策でございます。

施策の内容は、記載の5項目になります。元年度実績をご覧ください。

1点目でございますが、専門監視班による監視と、2点目、輸入食品の検査にありますとおり、輸入業や倉庫業へ立ち入りまして、監視指導を実施するとともに、検疫所の違反事例を勘案して輸入食品の検査を実施しております。検査検体数などにつきましては、記載のとおりとなっております。令和元年度は、2項目の違反を発見いたしまして、輸入者を所管する自治体に通報するなど、必要な措置を講じております。また、4の輸入事業者講習会につきましては、本年3月に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止いたしました。その他の対策といたしまして、遺伝子組換え食品の表示確認や検査、新たな検査法の開発や輸入事業者の自主管理推進支援を行っております。

今年度も、これらの取組を引き続き実施してまいります。

続きまして、7ページをご覧ください。

重点施策6、健康食品対策でございます。

施策の内容は、記載をしております5項目でございます。元年度実績をご覧ください。

1点目の市販品に対する監視指導といたしまして、市販品125品目を購入いたし

まして、調査を実施しました。医薬品成分が検出されないかどうかということ、それと不適正な表示や広告がないかどうかということを調査いたしました。令和元年度は、医薬品成分を検出した11品目について、必要な措置を講じております。そのほかにも、健康被害事例専門委員会による健康被害事例情報の分析・評価の実施、健康食品を取扱う事業者を対象とした講習会の開催、また、機能性表示食品について、講習会を通じた事業者への周知や、リーフレットなどによる都民への普及啓発を行っております。

これらの健康食品対策について、本年度も、これらの取組を引き続き実施してまいります。

続きまして、8ページをご覧ください。

重点施策7、法令・条例に基づく適正表示の指導でございます。

施策の内容は、記載の5項目でございます。

令和元年度実績でございますが、1点目の新しい制度に応じた相談・監視体制の整備についてでございますが、令和元年度は、本年3月31日の食品表示法の経過措置期間終了に向けた周知・普及啓発を実施するとともに、改正食品表示法に基づく食品リコール情報の届出への対応について検討いたしました。その他、食品表示の科学的検証といたしまして、DNA分析や同位体分析などの検査、講習会による適正表示推進者の育成、パンフレット等の活用による食品表示に関する情報の発信など、適正表示に関する取組を進めてまいりました。

参考資料2、3として、食品表示に関して作成いたしました冊子類を添付をさせていただきます。

本年度の予定ですが、1番目の相談・監視体制の整備についてでございますが、全面施行されました食品表示法への対応とあわせて令和3年度以降に導入される新制度や新表示基準への対応に向けた周知・普及啓発など、本年度も引き続き、こちらに記載をしておりますような取組を実施してまいります。

続きまして、9ページをご覧ください。

重点施策8、食品安全に関する健康危機管理体制の整備でございます。

施策の内容は、記載の3項目でございます。令和元年度実績をご覧ください。

1点目の関係機関との連携強化といたしまして、都関係各局から成る食品安全対策推進調整会議幹事会を3回開催いたしました。また、首都圏自治体で構成する首都圏食中毒防止連絡会というものも1回開催をしております。また、令和元年度は、農水省、厚生労働省、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携して、東京2020大会に向けた講習会を3回実施し、また、農林水産省などと食品防御に関する連携訓練を実施いたしました。特に、令和元年度は、ラグビーワールドカップ2019大会において、東京都・特別区・保健所設置市が連携して監視指導を実施いたしました。さらに、緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施といたしまして、都区市の食品衛生監視員を対象として、東京2020大会を見据え、会場等での大規模食中毒を想定した危機管理訓練を実施いたしました。

本年度は、関東信越厚生局主催の広域連携協議会への参加、東京2020大会に向け農水省などと食品防御に関する連携訓練の実施など、引き続き、健康危機管理体制

の充実を図ってまいります。

続きまして、10ページをご覧ください。

重点施策9、食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信でございます。

施策の内容は、記載の2項目でございます。令和元年度実績をご覧ください。

1点目の放射性物質モニタリング検査結果等の情報提供では、都内産農畜水産物や都内流通食品などの検査結果を定期的にホームページに掲載し、情報提供を行っております。

参考資料4といたしまして、放射性物質対策に係るこれまでの実績を示した資料をお配りしております。

なお、芝浦と場でと畜した牛肉の全頭検査につきましては、全国統一的な対応といたしまして、本年3月末をもって終了いたしました。牛肉の検査につきましては、都内流通食品の放射性物質モニタリング検査の枠組みの中で、引き続き実施してまいります。

また、参考資料5といたしまして、本年度実施いたしました都内流通食品の放射性物質結果を添付しております。こちらは、ホームページ、東京都のホームページ上で日本語と英語を併記して掲載しております。2点目の食品安全情報の世界への発信でございますが、当課ホームページ「食品衛生の窓」を順次英語化しております。英語化した「食品衛生の窓」のトップページを参考資料6としてお配りしております。資料には記載をしておりますが、令和元年度、英語化したホームページのアクセス数は、約18万7,000件となっております。

次に、参考資料7に添付してございますが、日本政府観光局（JNTO）のマンズリーウェブマガジンに東京都の食品安全に関する取組を掲載し、世界に向けて情報を発信しております。

また、お手元の資料8にお配りしておりますが、外国人向け情報提供シート例、アレルギーコミュニケーションシートを含む食物アレルギーリーフレットを改訂をいたしまして、配布しております。

なお、このコミュニケーションシートの活用を紹介する内容を含む飲食店向け食物アレルギー講習会につきましては、本年2月に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止といたしました。

さらに、飲食店での一般衛生管理の取組を支援するため、正しいトイレの使用方法について注意を促す多言語ステッカーを作成し、配布をいたしました。このステッカーにつきましては、参考資料9として、添付しております。

今年度の予定でございますが、都内流通食品などの放射性物質の検査や「食品衛生の窓」の英語化などの取組を引き続き実施してまいります。

続きまして、11ページをご覧ください。

重点施策10、食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進でございます。

施策の内容は、記載の3項目でございます。元年度実績をご覧ください。

食の安全都民フォーラムというシンポジウムの開催や「食の安全調査隊」によるグループ活動、「食の安全都民講座」を開催し、それぞれ記載のテーマによって実施をし

ております。次に、分かりやすい情報の提供として、ホームページや啓発資材による情報提供などを積極的に実施しております。令和元年度は、参考資料10として添付いたしました中学生向け鶏肉の生食防止リーフレットを作成いたしまして、都内の中学校を通じて配布をいたしました。

今年度の予定でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮いたしまして、体験型セミナーにつきましては中止いたしましたが、「食の安全都民講座」をウェブ配信いたしました。また、「食の安全調査隊」の活動といたしまして、夏休み時期に自宅学習資材を送付し、実施するなど、様々な手法を用いてリスクコミュニケーションの取組を実施しております。

なお、参考資料11として、食の安全都民講座募集チラシ、参考資料12として、食の安全こども調査隊の募集チラシを添付しております。

また、これまで東京都では家庭向け及び事業者向けノロウイルス対策リーフレットをそれぞれ作成をいたしまして、啓発しておりましたが、昨年度、これらのリーフレットを改訂いたしましたので、参考資料13及び14として添付させていただいております。

続きまして、最後の施策となります。12ページをご覧ください。

重点施策11、総合的な食物アレルギー対策の推進でございます。

施策の内容は、記載の3項目でございます。元年度実績をご覧ください。

食品製造・調理段階での指導では、食品製造業や給食施設などに対しまして、食品の製造、調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術的指導を行っております。また、アレルギー表示の適正化といたしまして、アレルギー物質の検査も取り入れながら監視指導を実施しております。学校、保育所、幼稚園などにおける相談、緊急時対応等に係る人材の育成につきましては、保育所などの設置者などを対象としたリーダー養成研修等を4回開催するなど、こちらに記載してございます取組を実施することにより、アレルギー疾患の相談、緊急時対応等の人材育成を進めております。また、アレルギーに関する様々な情報を発信するポータルサイトといたしまして、東京都は、「アレルギー情報n a v i .」というものを作っておりますが、この「アレルギー情報n a v i .」におきまして、研修情報や教材などを提供しております。

本年度も、これらの取組を引き続き実施してまいります。

食品安全推進計画の重点施策の実績及び予定につきましては、以上となります。

【五十君会長】 ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明に、何かご質問、ご意見等ございますか。

木村委員から参りますか。

【木村委員】 ご説明ありがとうございました。

1点質問です。重点施策7、法令・条例に基づく適正表示の指導の、こちら、4番の食品表示に関する情報の発信についてです。私ごとなんですが、過去に3年ほど消費生活調査員をさせていただいております。そのとき、パンフレットの表示に誤りがないかとか、実際に品物を買って計量器で量るとい、スーパーとか、ほかの、いろんなお店に行って調査するお仕事をさせていただきました。今回の記載では、研修会、消費生活調査員向けというものと、講習会の開催、6回となっているのですが、

私がやっていた3年間は、初めのときに調査員全員集められて、こういった形でやります。よろしく願いますということが1回だけの開催でした。現在では、研修会、そして講習会を6回開催されてるという認識でよかったのかどうか、教えていただきたいと思います。よろしく願います。

【五十君会長】 事務局、いかがでしょうか。

【稲見食品監視課長】 すみません、ちょっと手元に資料がございませんので、こちらについては確認させていただいて、後ほど、ご回答させていただきたいと思います。

【五十君会長】 木村委員、よろしいですか。

【木村委員】 はい、大丈夫です。単なる質問ですので。ありがとうございます。

【五十君会長】 分かりました。

それでは、江木委員から参りますか。江木委員、どうぞ。

【江木委員】 とてもよく分かりやすいまとめで、本当に感心いたしました。

食品中の放射性物質モニタリング検査結果とございますね。これは、日本の、輸入食品はないんですか。私ども、ずっと何年か検査していましたが、すごく減ってきたんです。放射性物質が減ってきたというのは確認しておりますけど、検査基準が軟らかくなったとか、そういうことはないですね。

また、これは、日本の食品だけなんでしょうか。輸入食品はないんでしょうか。

【稲見食品監視課長】 こちらに記載をさせていただいております都内流通食品1,200検体の内訳なんですけれども、この中では、100検体程度、輸入食品も含まれているという状況でございます。

【江木委員】 やはり、随分減ってまいりましたよね。

【稲見食品監視課長】 食品衛生法上の違反となるようなものは、ほぼないという状況です。

【江木委員】 検査。測定基準がやらかなくなったとか、そういうのではないのですか。

【稲見食品監視課長】 基準値自体は変わっておりません。

【江木委員】 ありがとうございます。

【五十君会長】 よろしいですか。

では、柿本委員、どうぞ。

【柿本委員】 1点教えてください。

ご説明ありがとうございました。重点施策5、6ページのところの講習会についてでございます。元年度は中止になってしまったということですが、今年度開催する場合、開催方法のイメージというのは、もう固まっているのでしょうか。中止になったのは、集合しての研修会だったためという理解でよろしいのでしょうか。

【稲見食品監視課長】 輸入食品の事業者講習会についてということでございますけれども、毎年、集合形式でやらせていただいている事業でございます。なので、昨年については中止をさせていただいたという次第で、今年のやり方については、まだ検討中という状況です。

【五十君会長】 よろしいですか。

【柿本委員】 分かりました。ぜひ、中止にならないように願っております。

【五十君会長】 まさに、対面での会議が開けない状態で、都の担当者はいろいろとご苦労されていると思います。先ほど、ウェブに振り替えたとお話もあったと思います。そのような、いろいろな手段を講じていただいて、食の安全に関しては、なかなか待ったが効かないというところもあると思います。少しコメントを追加させていただきました。

では、富松委員、お願いします。

【富松委員】 ご説明ありがとうございます。

3ページの食品衛生自主管理認証制度の件ですが、HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴って、これも廃止されるわけですが、これを推進してこられた事業者の方もいらっしゃるので、前回のお話では、今後の監視指導に活かしていくというお話を伺っております。ぜひともこれまでの活動をレビューをしていただいて、今後にどう生かすかというのをご検討していただいて、実際に、今までやってこられた方々に活かしていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

【五十君会長】 ご意見ありがとうございます。

事務局、コメントに対して何かありますでしょうか。ご意見ということでよろしいですか。

ほかに、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくをお願いします。

よろしいですか。

それでは、ご質問等はないようです。これで本日予定されておりました議事に関する質疑につきましては、終了ということでよろしいですね。議事2につきましてもご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【五十君会長】 では、ご承認いただきました。

円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【稲見食品監視課長】 五十君会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたり、ご審議いただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど、ご確認させていただきましたスケジュールに従いまして、今後、中間のまとめ等については進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして、令和2年度第1回東京都食品安全審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。